

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監5の第9号

監 査 の 対 象：令和4年度監査委員監査 契約事務及び支出事務（業務委託）

所 管 所 属：住之江区役所

通知を受けた日：令和5年5月9日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 入札契約情報等の公表について是正を求めたもの 各所属で抽出した1件の契約について、発注見通し及び入札契約情報（入札経過調書及び入札結果表）の公表状況を確認したところ、住之江区役所において次のようなことが生じていた。 ・当該契約だけでなく、発注見通しの公表自体を行っていなかった。 【指摘事項1】 住之江区役所は、発注見通し及び入札契約情報に関して、所属内に要綱等の周知徹底を行い、令和4年度において同様の公表漏れがないことを確認するとともに、適時適切に公表が行われる仕組みを構築し、実施されたい。	・令和5年2月6日付で「入札契約情報等の公表に関する要綱」をメールにて所属内へ通知し、職員への周知を行った。 ・発注見通しの公表において、令和3年度と同様の公表漏れが確認されたため、令和4年11月30日に是正した。 ・上記で公表した案件以外に、対象契約がないかを令和5年2月6日に照会を実施した。また、今後は、四半期毎に所属内に対象契約がないか照会を行うとともに、各課において対象契約が判明した場合は速やかに報告することを周知し、適時適切に公表が行われる仕組みを構築した（令和5年4月20日）。	措置済	令和5年4月20日
4	4 検査の方法及び支出負担行為に係る確認について是正を求めたもの 各所属で抽出した1件の契約について、検査調書及び請求書を確認したところ、住之江区役所において次のようなことが生じていた。 ・第1回（令和3年12月分）から第4回（令和4年3月分）までの中間検査の検査調書について、検査年月日が月次報告である月例業務実施報告書の提出日以前の日付となっていた。 ・第3回（令和4年2月分）中間検査について、月例業務実施報告書の提出日が令和4年3月24日であるにもかかわらず、請求書の請求日は令和4年3月18日となっていた。 ・検査年月日と月例業務実施報告書の提出日の整合性がないにもかかわらず、会計審査を経て支出されていた。 【指摘事項4】 1. 住之江区役所は、区役所住民情報業務等委託契約について、令和4年度において同様の誤りがないことを確認されたい。また、検査の方法に関して、所属内に契約事務の手引き等の周知徹底を行った上で、当該契約における事務手順書等を策定することなどにより、適時適切に検査を行い、正確に検査調書を作成する仕組みを構築し、実施されたい。 2. 住之江区役所は、支出負担行為に係る確認方法に関して、所属内に審査事務マニュアル等の周知徹底を行い、正確に理解し、適時適切に事業実施報告書等の証拠と照合した上で、支出が行われるよう十分に確認を行われたい。	【1】 ・区役所住民情報業務等委託契約の令和4年度における事務処理において令和3年度と同様の誤りが確認されたため、検査調書を訂正した。また、令和3年度の月例業務実施報告書について、委託業者に確認したところ誤った認識により提出日を記載したとのことであったため、委託業者より提出日を訂正した月例業務実施報告書の提出を受けた。また、財務会計システムにおいても訂正の証跡を残した。（令和4年11月25日） ・検査の方法に関して、当区において取り扱っている主な事業等にかかる支出事務の基本的な確認方法についてマニュアルを作成し、全課へ周知徹底を図った。（令和4年12月15日） ・区役所住民情報業務等委託契約における事務手順書等を策定し、適時適切に検査を行い、正確に検査調書を作成する仕組みを構築した。（令和5年1月12日） 【2】 ・契約事務の手引きや審査事務マニュアルに記載されている、適時適切な検査方法及び審査のあり方について具体的に取りまとめたマニュアルを作成し、各課へ周知を行った。（令和5年2月6日）	措置済	令和5年2月6日